

八代市立中学校における部活動の地域展開に関する基本方針
～八代市「認定地域クラブ」による休日を中心とした地域展開に向けて～

令和8年（2026年）6月
八代市教育委員会

1 策定の趣旨

令和4年12月、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」と位置付けており、本市においても改革に向けた協議等を進めてきました。

そして、令和7年12月、文部科学省は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」を策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進するよう示されました。国の方針を踏まえ、熊本県でも、令和8年4月に熊本県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する改革方針～子供が主役となる部活動の地域展開に向けて～」が策定され、本県における部活動改革の取組を更に推進するにあたっての基本的な方針が示されました。

そこで、国や県の方針を踏まえつつ、本市においても地域や競技種目等の実情に応じた部活動改革を更に推進するために、本方針を策定しました。

本方針は、国や県、関係機関等と連携しながら、八代市内の中学校の生徒が継続的且つ専門的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる運営体制や活動環境の整備を図ることを目指して、休日を中心とした部活動の地域展開を進めていくにあたっての基本的な考え方等を示すものです。

なお、本方針に記載のない内容については、国のガイドライン及び県の方針に準ずることとしています。

2 本市の部活動を取り巻く現状と課題

本市では、令和5年度から令和7年度までの3年間の「改革推進期間」において、部活動指導員の配置やコーディネーターの選出、部活動の地域展開に向けた検討委員会による協議、他郡市の視察、各競技団体へのヒアリング等を行ってきました。

これまでの取組を通して、学校部活動を取り巻く現状と課題として、次のことが明らかになりました。

- (1) 各学校における各種目の部活動に所属する生徒の数にばらつきがあるため、人数不足等が生じている部が多く、特に集団での競技における継続的な活動を展開することが困難な状況にある。
- (2) 学校によっては、専門性のある指導者や一定数の部員の確保、生徒のニーズに応じた部活動の実施が難しい現状がある。
- (3) 一部の種目では複数校による「合同部活動」や、在籍校に希望する部活動がない場合に拠点校で活動する「拠点校部活動」が行われている。

- (4) 教職員の異動により、専門的な知識や技能を有する指導者の継続的な確保が困難である。また、希望外もしくは専門外の種目を指導・担当すること、休日における大会等の引率や指導、活動を行うこと、合同部活動や拠点校部活動における準備や連絡・調整に係る業務等が教職員にとって大きな負担となっている。
- (5) 受益者負担とした場合、指導者の謝金をはじめとした運営費用の受益者（保護者）の負担が大きくなることが懸念される。
- (6) 試合時の生徒の輸送や運営費用（指導者報酬を含む。）等の保護者の負担が増加している。

以上のことを踏まえ、部活動の地域展開を進めていくにあたっては、各学校や各競技種目、保護者や地域の実情等に応じて、きめ細かに対応していく必要があります。

3 本市の基本的な考え方

- (1) 国のガイドライン及び県の方針並びに本市の現状と課題を踏まえつつ、部活動の教育的意義を継承し、本改革の主役である生徒が将来にわたって継続的且つ専門的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる運営体制や活動環境を整備します。
- (2) 各競技団体等の関係団体と連携しながら、生徒が主役となるスポーツ・文化芸術活動の充実のための取組を本市が主体となって推進します。

4 本市の改革方針と具体的取組

- (1) 本市の改革方針
 - ① 八代市「認定地域クラブ」(※)の認定制度を策定し、八代市「認定地域クラブ」による休日の部活動の地域展開から着手します。令和12年度までに八代市立中学校の部活動の休日における地域展開を完了します。
 - ② 学校や地域、各競技種目等の実情に応じて活動することができる体制・活動環境を整備します。
 - ③ 希望する種目の部活動に親しむことができる、専門性のある指導者による活動が展開できる、自校・他校の生徒とのつながりが深まる等、生徒の多様なニーズに応じた部活動の地域展開を推進します。

(※) 各学校の部活動から展開し、且つ八代市で定めた認定条件に基づき認定された、スポーツ・文化芸術活動を行う団体・組織のことであり、民間のクラブとは異なります。

(2) 改革期間

令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間を「改革実行期間」と位置付け、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間を「改革実行期」、令和 12 年度を「改革完了期」、令和 13 年度を「改革定着期」とします。

なお、令和 10 年度末に「中間評価」を実施し、必要に応じて本方針の見直し等を行います。

(3) 具体的取組

- ① 八代市「認定地域クラブ」を市内全域に展開し、継続的・専門的なスポーツ・文化芸術活動ができる体制・環境を整えます。
- ② 関係部局や団体等と連携しながら、施設の利用等の運営面での支援を進めます。
- ③ 八代市「認定地域クラブ」認定制度による部活動の地域展開について、関係者や市民の理解を得るための広報活動（瓦版の発行等）を積極的に行います。
- ④ 令和 8 年度から、野球をモデルとして八代市「地域認定クラブ」による休日の部活動の地域展開を先行実施します。
- ⑤ 各学校や関係機関等との協議を加速させ、部活動の地域展開に必要な運営体制や活動環境が整備された種目・学校等から順次八代市「認定地域クラブ」としての活動を始めます。
- ⑥ 地域、保護者、行政、各競技団体等の関係者と連携して、平日の地域展開についても検討を重ねていきます。
- ⑦ 各競技団体等と連携して、民間のクラブからも八代市「認定地域クラブ」に移行することを可能にする体制等を整備していきます。

5 進捗状況の点検・改善

本方針に基づく取組については、その進捗状況を定期的に点検し、必要に応じて見直しや改善を行います。本市においては、取組状況等を総合的に検討する場（運営委員会等）を設置し、認定地域クラブ活動の実施状況や指導者確保、財政面の課題等に関する情報を共有しつつ、取組の方向性や支援の在り方について適宜検討を行います。

また、国や県のガイドラインや社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な活動体制・環境の構築に向けて必要な改善を図ります。